

敦賀市立看護大学履修規程

平成26年4月1日
敦賀市立看護大学規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号。以下「学則」という。）第24条、敦賀市立看護大学大学院学則（平成30年敦賀市立看護大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第26条及び敦賀市立看護大学助産学専攻科規則（平成30年敦賀市立看護大学規則第1号。以下「専攻科規則」という。）第14条の規定に基づき、敦賀市立看護大学（大学院及び助産学専攻科を含む。以下「本学」という。）における授業科目及びその履修の方法等に関し、必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 授業科目の種類、配当年次、単位数は、別表に定めるとおりとする。

(履修の届出等)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目を、毎学期における授業開始の日から1週間以内に、学部長に届け出なければならない。

2 次に掲げる授業科目は、履修の届出をすることができない。

(1) 在学年次より上級の年次に配当されている授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 授業時間が重複する授業科目

3 学生は、履修の届出をしていない授業科目を履修することができない。

4 第1項の規定によって届け出た授業科目は、変更し、又は取り消すことができない。

ただし、やむを得ない事由があるときは、その学期における授業開始の日から2週間以内に限り、学部長の承認を得て、これを変更し、又は取り消すことができる。

5 学部長は、教育環境、履修状況等を考慮して必要と認めるときは、特定の授業科目の履修を制限することができる。

6 大学院又は助産学専攻科において本条の規定を適用する場合においては、第1項、第4項及び前項中「学部長」とあるのは、大学院においては「研究科長」と、助産学専攻科においては「専攻科長」と読み替えるものとする。

(履修単位数の上限)

第4条 学部における年間に履修する授業科目の単位数は、46単位を超えることができない。

(授業科目修了の認定)

第5条 授業科目修了の認定は、筆記試験、実習、論文、レポート等（以下「試験等」という。）により行う。

- 2 前項の規定に関わらず、第12条第2項に定める特別研究の授業科目修了の認定は、必要な研究指導を受けた者のうち、学位規程に基づき修士論文の審査及び試験により行う。

(単位の付与)

第6条 前条の試験等に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない学生には、単位を与えない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、当該授業科目が属する学期までの授業料を納入していない学生（授業料を免除され、又はその徴収が猶予された学生を除く。）には、単位を与えない。

(成績の評価)

第7条 成績の評価は、次表のとおりとし、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- A 80点以上
- B 70点以上80点未満
- C 60点以上70点未満
- D 60点未満

- 2 不合格となった授業科目は、再履修することができる。この場合、当該授業科目については、改めて履修の登録をしなければならない。
- 3 前項本文の場合において、当該授業科目の担当教員は、教育上支障がないと認めるときは、当該学生に対し、授業への出席を免除することができる。この場合において、担当教員は、出席を免除する授業科目及び当該学生の氏名を学部長に通知するものとする。
- 4 前項本文の規定により授業への出席が免除された授業科目については、第3条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(既履修単位の認定)

第8条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学院、大学又は短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学部及び助産学専攻科においては30単位を上限として、大学院においては15単位を上限として、卒業又は修了の要件となる単位として認めることができる。

(追試験)

- 第9条 病気その他やむを得ない事由により試験等を受けることができなかつた学生は、当該授業科目の担当教員の承諾を受けた上、学部長の承認を得て、追試験を受けることができる。
- 2 前項の追試験を受けようとする学生は、追試験願に、病気の場合にあつては医師の診断書を、その他の理由の場合にあつては理由書及び証明書等を添付して、当該試験終了後1週間以内に学部長に提出しなければならない。
 - 3 大学院及び助産学専攻科において本条の規定を適用する場合においては、前2項中「学部長」とあるのは、大学院においては「研究科長」と、助産学専攻科においては「専攻科長」と読み替えるものとする。

(再試験)

- 第10条 試験等(前条の追試験を含む。)を受験して不合格となつた学生の再試験は、原則として行わない。ただし、学部長及び当該科目の担当教員がやむを得ないと認めた場合には、再試験を行うことができる。
- 2 再試験の受験資格、実施方法等については、別に定める。
 - 3 大学院及び助産学専攻科において本条の規定を適用する場合においては、第1項中「学部長」とあるのは、大学院においては「研究科長」と、助産学専攻科においては「専攻科長」と読み替えるものとする。

(不正行為)

- 第11条 試験等(前2条の追試験及び再試験を含む。)において不正行為を行つた学生には、当該学期に履修したすべての授業科目について、単位を与えない。
- 2 前項の措置は、学則第34条(専攻科規則第19条によりその例による場合を含む。)又は大学院学則第35条の規定による懲戒と併せて行うことができる。

(卒業要件となる単位数)

- 第12条 学則第31条の規定により卒業の認定を受けるために修得すべき単位数は、次表に掲げるとおりとする。
- | | |
|--------|-------------------------------------------|
| 一般教養科目 | 30単位(別表に掲げる必修科目9単位及び外国語(必修科目を除く。)4単位を含む。) |
| 専門教育科目 | 24単位(別表に掲げる必修科目20単位を含む。) |
| 看護専門科目 | 76単位(別表に掲げる必修科目62単位及び選択必修科目4単位を含む。) |
- 2 大学院学則第32条の規定により修了の認定を受けるために修得すべき単位数は、次表に掲げるとおりとする。

共通科目 12単位（別表（大学院の履修科目表）に掲げる必修科目4単位を含む。）
看護専門科目 18単位（1分野を選択し、特論8単位以上（選択した分野から4単位以上を含む。）、選択した分野の演習2単位、特別研究8単位）

3 専攻科規則第17条の規定により修了の認定を受けるために修得すべき単位数は、次表に掲げるとおりとする。

助産学基礎科目 6単位

助産学実践科目 27単位

（保健師国家試験受験資格）

第13条 保健師国家試験受験資格の取得を希望する学生は、学則第31条に定める卒業要件を満たすとともに、別表（学部の履修科目表）備考1に掲げる授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（養護教諭二種免許状）

第14条 養護教諭二種免許状の取得を希望する学生は、学則第31条に定める卒業要件を満たすとともに、別表（学部の科目履修表）備考2に掲げる授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（大学院生の長期履修）

第15条 本学大学院において、大学院学則第25条の規定により、修業年限を超える教育課程の履修（以下「長期履修」という。）又は長期履修期間の短縮を希望する学生は、学長の定める期日までに、履修期間に関する申出書（別記様式）により学長に申出を行わなければならない。

2 学長は、前項の規定による申出があったときは、研究科会議の議を経て長期履修の可否、当該学生の修了予定時期及び在学年限又は長期履修期間の短縮の可否及び当該学生の修了予定時期を決定し、当該学生に書面で通知するものとする。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成28年敦賀市立看護大学規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成30年敦賀市立看護大学規程第8号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年敦賀市立看護大学規程第15号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附則（平成30年敦賀市立看護大学規程第18号）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日以後に敦賀市立看護大学に入学した者に適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附則（令和2年敦賀市立看護大学規程第4号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日以後に敦賀市立看護大学に入学した者に適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附則（令和2年敦賀市立看護大学規程第9号）

- 1 この規程は、令和2年12月9日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、令和元年4月1日以後に敦賀市立看護大学に入学した者に適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附則（令和3年敦賀市立看護大学規程第2号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日以後に敦賀市立看護大学に入学した者に適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附則（令和3年敦賀市立看護大学規程第8号）

この規程は、交付の日から施行する。

附則（令和5年敦賀市立看護大学規程第5号）

この規程は、令和5月1日から施行する。

別表 学部の履修科目表

区分	授業科目	配当年次		単位数		履修方法及び卒業要件	区分	授業科目	配当年次		単位数		履修方法及び卒業要件			
		必修	選択	必修	選択				必修	選択						
一般教養科目	語学・情報	英語Ⅰ	1	前	2		看護専門科目	看護学概論	1	前	2		必修62単位 + 選択21単位以上 ただし、 外国語は必修科目を含む8単位以上 取得しなければならない			
		英語Ⅱ	1	後	2			基礎看護	生活の援助技術Ⅰ	1	後	2				
		英語Ⅲ	2	前		2			地域・在宅看護学概論	1	後	2				
		英語Ⅳ	2	後		2			地域看護学活動論Ⅰ	2	後	1				
		中国語Ⅰ	2	前		2			在宅看護学Ⅰ	2	前	1				
		中国語Ⅱ	2	後		2			在宅看護援助技術	2	後	1				
		情報科学	1	前	2				在宅看護過程演習	3	前	1				
	科学の基礎	統計処理	2	後		2			在宅看護過程演習Ⅰ	3	後	2				
		科学論	1	前		2			成人看護学概論	1	後	1				
		社会学	1	前		2			周手術期看護学	2	後	1				
		経済学	1	前		2			慢性看護学	2	後	1				
		生物学	1	前		2			周手術期看護学演習	3	前	1				
		△日本国憲法	1	前		2			慢性看護学演習	3	前	1				
		比較文化論	1	前		2			周手術期看護学実習	3	後	2				
	人間と社会	環境学	1	前		2			慢性看護学実習	3	後	2				
		教育学	1	前		2			老年看護学概論	1	後	1				
		看護キャリアゼミⅠ	1	前	1				老年症候群援助論	2	後	1				
		看護キャリアゼミⅡ	2	前	1				老年看護学	3	前	2				
		臨床心理学	1	前		2			老年看護学実習Ⅰ	3	後	2				
		国際理解入門	1	後		2			老年看護学実習Ⅱ	4	前	2				
言語と表現		1	前		2		小児看護学概論	2	前	1						
家族社会学	1	前		2		小児発達学	2	後	1							
教賀の歴史と文化	1	後		2		小児看護学	3	前	2							
△健康とスポーツ	1	前		1		小児看護学実習	3	後	2							
体育実技	1	前		1		母性看護学概論	1	後	1							
計（卒業要件）						30										
専門基礎科目	健康の理解と健康支援	形態機能学Ⅰ	1	後	2		看護専門科目	母性看護学Ⅰ	2	後	1		必修20単位 + 選択4単位以上 ◎科目の単位を取得することで保健師国家試験受験資格を取得することができる			
		形態機能学Ⅱ	1	後	2			母性看護学Ⅱ	3	前	1					
		臨床薬理学	2	後	2			母性看護学実習	3	後	2					
		臨床栄養学	2	前	1			精神看護学概論	2	前	1					
		臨床病態学Ⅰ	2	前	2			地域精神保健学	2	後	1					
		臨床病態学Ⅱ	2	前	2			精神看護学	3	前	2					
		感染症学	2	後	2			精神看護学実習	3	後	2					
		疫学	2	後	2			救急看護学	3	前	2					
		公衆衛生学	2	後	2			◎災害看護学	3	前	2					
		ヘルスリテラシー	2	前	1			救急看護学実習	4	前	2					
		放射線と健康	2	後	1			災害活動実習	4	前	1					
		◎保健医療福祉行政論	2・3	前	2			地域医療連携システム論	2・3	前	1					
		衛生関係法規	2	後	2			ターミナル看護	3	前	1					
		◎保健統計学	2・3	前	2			在宅看護学Ⅱ	3	前	2					
		脳と心の科学	1	前	1			在宅看護学実習Ⅱ	4	前	2					
メンタルヘルス	1	前	1		◎産業看護論	2・3	前	1								
セクシュアリティヘルス	1	後	1		◎健康支援論	3	前	2								
コミュニケーション論	1	後	1		◎地域看護学活動論Ⅱ	3	前	2								
計（卒業要件）						24										
(備考)	1 保健師国家試験受験資格を取得するために必要な授業科目 ◎印を付した授業科目 2 養護教諭二種免許状を取得するために必要な授業科目 ◎印を付した授業科目及び△印を付した授業科目							応用看護	看護倫理学	2	後	1		必修62単位 + 選択21単位以上 又は 在宅看護学Ⅱ及び在宅看護学実習Ⅱ 又は 災害看護学及び地域看護学実習Ⅰのいずれかの組み合わせ 4単位を含む選択14単位以上		
		研究方法論	3	後	1		◎災害看護学		3	前	2					
		家族看護学	4	後	2		救急看護学実習		4	前	2					
		看護マネジメント論	4	前	1		災害活動実習		4	前	1					
		看護マネジメント実習	4	前	2		地域医療連携システム論		2・3	前	1					
		卒業研究	4	後	4		ターミナル看護		3	前	1					
		計（卒業要件）							76							

別表 大学院の履修科目表

区分	授業科目	配当年次	単位数		履修方法及び履修要件	
			必修	選択		
共通科目	看護関連科目	経済学と看護	1	後	2	必修4単位 + 選択8単位以上 計12単位以上
		国際文化論	1	後	2	
		英語コミュニケーション	1	前	2	
		医療情報学	1	前	2	
	看護共通科目 I	研究方法論	1	前	2	
		看護医療倫理学	1	前	2	
		看護管理学	1	前	2	
	看護共通科目 II	看護理論	1	前	2	
		フィジカルアセスメント	1	後	2	
		病態と臨床診断学	1	前	2	
看護専門科目	救急・災害看護学	臨床薬理学	1	後	2	特論8単位以上 (選択した分野から4単位以上を含む) + 選択した分野の演習2単位 + 特別研究8単位 計18単位以上
		救急治療学特論	1	前	2	
		救急看護学特論	1	前	2	
		クリティカルケア看護学特論	1	前	2	
		災害看護学特論	1	前	2	
		救急・災害看護学演習	1	後	2	
	救急・災害看護学特別研究	1後 ~ 2前後		8		
	地域・在宅看護学	看護組織学特論	1	前	2	
		地域看護学特論	1	前	2	
		在宅看護学特論	1	前	2	
		老年看護学特論	1	前	2	
		慢性病看護学特論	1	前	2	
		精神保健看護学特論	1	前	2	
		地域・在宅看護学演習	1	後	2	
		地域・在宅看護学特別研究	1後 ~ 2前後		8	
	母子看護学	母性看護学特論	1	前	2	
		周産期治療看護学特論	1	前	2	
		小児看護学特論	1	前	2	
		母子看護学演習	1	後	2	
			母子看護学特別研究	1後 ~ 2前後		
合 計					30単位以上	

別表 助産学専攻科の履修科目表

区分	授業科目	配当期	単位数	
助産学基礎科目	助産学概論	前	1	
	周産期医学Ⅰ（産科領域）	前	1	
	周産期医学Ⅱ（ウイメンズヘルス）	前	1	
	周産期医学Ⅲ（胎児・新生児学）	前	1	
	周産期の基礎科学（薬理・栄養学）	前	1	
	周産期の生命倫理	前	1	
助産学実践科目	実践・関連	周産期の診断と技術Ⅰ（妊娠期・胎児期）	前	1
		周産期の診断と技術Ⅱ（分娩期・胎児期・新生児期）	前	4
		周産期の診断と技術Ⅲ（産褥・新生児期・乳児期）	前	1
		周産期の診断と技術Ⅳ（ハイリスク）	前	1
		周産期における診断方法と診断技術	前	1
		乳幼児の発育発達とケア	前	1
		周産期の母子（児）関係とケア	前	1
		地域母子保健論	前	2
		助産管理Ⅰ	前	1
		助産管理Ⅱ	前	1
	研究	通	2	
	実習	助産学実習Ⅰ（妊娠期）	後	1
		助産学実習Ⅱ（助産・継続妊産褥婦のケア）	後	8
		助産学実習Ⅲ（ハイリスク母子のケア）	後	1
		助産学実習Ⅳ（地域における母子保健活動）	後	1
	卒業要件(合計)		33単位	

別記様式（第15条関係）

年 月 日

履修期間に関する申出書

敦賀市立看護大学 学長 様

（申出を行う学生）

氏 名 ⑩

（学籍番号 ）

私は、下記のとおり（長期履修を・長期履修期間の短縮を）希望いたします。

希望する 修了予定時期	年 月 (変更前の修了予定時期： 年 月)
希望する理由	

指導教員（予定者）

⑩